

本仕様書は、「令和2年度沼津市U・I・Jターン就職推進事業業務委託」について適用する。

1 事業の目的

本事業は、若年求職者や女性等のU・I・Jターン就職を推進するため、本市が取り組んでいる移住・定住施策等と連携し、U・I・Jターン就職推進事業を一括して実施することを目的とする。

企業の人事・総務担当者を対象に、ダイバーシティ経営と働き方改革のメリットを生かす雇用セミナーを開催し、雇用条件の多様性を拡大し、市内企業の雇用確保における競争力を高めることで、市内企業への就職を推進する。

若年求職者や女性等を対象にキャリアアップの助言をもらう機会を提供し、参加者が自らの就労適性や市内就職におけるライフスタイルに関する基本的事項を学び、職業意識を高めることで、安定した就職の実現、また安易な早期離職の防止を図る。

また、女性を対象に、地域企業で働く女性のライフスタイルをイメージできるような、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催を通じた市内企業への就業マッチングの機会を図る。

さらに、学生及び概ね45歳未満の一般求職者を対象に、市内企業による合同就職面接会を開催し、求人企業と求職者のマッチングの機会を設け、若年者の市内就職を支援し、雇用の創出を図る。

2 業務の概要

- (1) ダイバーシティ経営と働き方改革のメリットを生かす雇用セミナーの企画・設営・運営一式
- (2) U・I・Jターン等キャリア相談支援窓口の通年運用体制の設置
- (3) 女性向けワーク・ライフ・バランスセミナー等の企画・設営・運営一式
- (4) 合同就職面接会の企画・設営・運営一式

3 業務委託の内容

- (1) ダイバーシティ経営と働き方改革のメリットを生かす雇用セミナー開催の企画・設営・運営一式

まちなかで事業活動を行っている企業を主とした市内企業を対象に、多様な人材が働きやすく、魅力的な職場を確保していくための雇用セミナーを実施する。

ア 対 象：市内企業 50 社程度参加を目標とする（企業参加料無料）

イ 実施期間：令和2年12月までの間に1回実施

ウ 実施企画詳細：

- ① 若年者、女性、障害のある人、高齢者及び外国人を含んだ多様な人材が働きやすく、能力を最大限発揮できる職場環境づくりを目指した取組を働き方改革と併せて推進し、市内企業に波及させていくためのセミナー及び先進事例

ゲスト企業を交えたパネルディスカッションの開催、並びに、ダイバーシティ経営や働き方改革に関する専門家による相談会を開催する。

- ② 講師の候補者を選任し、市と協議のうえ決定する。
- ③ 登壇するゲスト企業を選任し、市と協議のうえ決定する。
- ④ 参加企業等への連絡及び当日の案内業務を行うこと。
- ⑤ 会場予約、会場設営、事前告知チラシ資料作成、周知活動、当日配布資料の作成・配布、当日の運営等実施に当たり、必要なもの一切を行うこと。
- ⑥ 参加企業の募集にあたっては、少なくとも1ヶ月以上の十分な告知期間を確保するとともに、沼津商工会議所や沼津市商工会等関係機関と連携して市内企業への参加希望者の募集を行うこと。

(2) U・I・Jターン等キャリア相談支援窓口の通年運用体制の設置

沼津市キャリアデザイン相談センター設置により、若年求職者や女性等を対象とした就職相談支援、移住希望者等を対象としたU・I・Jターン就職支援について関係機関と連携し、個々の相談に応じたキャリアデザインプログラムに基づく市内企業への就職推進及び早期離職防止に対する相談支援を実施する。

ア 対象：市内企業への就職を希望する若年求職者や女性、移住希望者等

イ 実施期間：令和3年3月までの通年実施。令和2年5月初旬頃までに開設。

窓口開設は、月曜日～金曜日 10：00～17：00（祝休日及び年末年始を除く）を基本とする。

ウ 実施企画詳細：

- ① 名称：沼津市キャリアデザイン相談センター
- ② 若年求職者や女性等を中心とした就職希望者やU・I・Jターン就職を考える者、移住希望者、キャリアアップを望む者が、電話相談や面談等で、職業適性検査を受け、キャリア支援情報を得ることができ、市内企業への就業定着まで寄り添い支援する相談窓口を利便性のよい場所に通年開設する。
- ③ 企画要件：
 - ・相談料や職業適性検査料は無料
 - ・相談者へ、「ぬま job」への求職者登録を案内すること。
 - ・希望者は、あらかじめ決められた日程や場所で、面談を受けることが可能。
 - ・相談者が、市内企業への就職に直接結びつくような方策を講じること。
 - ・相談後、就職状況を把握し、早期離職を防ぐため、相談継続可能とするよう努めること。
 - ・相談支援対応状況をとりまとめ、定期的の実績を報告すること。
 - ・「ぬま job」等に事業のPRを掲載するため、PRチラシを作成すること。
 - ・関係機関及び首都圏を中心とした大学への事業周知PRを行うこと。
- ④ 企画要件2（移住施策等との連携した就職相談支援）

令和2年度においては、東京で休日に開催を予定している移住相談会において、少なくとも2回は移住相談支援と就職相談支援のワンストップ相談対応を実施する予定であるため、キャリアデザイン相談センターからの相談員派遣による相談対応を行うものとする。

このほか、沼津市内で開催される移住相談等、移住施策関連事業と連携すること。

(3) 女性向けワーク・ライフ・バランスセミナー等の企画・設営・運営一式

市内就業を希望する女性の就業活躍を支援するため、地域企業で働く女性のライフスタイルから市内の仕事や生活、メリット等をイメージできるような、交流会形式のワーク・ライフ・バランスセミナーの開催とともに、女性社員の人材確保を希望する求人企業と求職者の面接会の機会を同時に開催し、就業マッチングを図る。

ア 実施期間：令和2年12月までの間に少なくとも1回実施

イ 実施時期：受託者の提案時期について、委託者と受託で協議し、実施

ウ 実施場所：沼津市内の交通の利便性の高い施設にて開催

エ 実施企画詳細

- ① ワーク・ライフ・バランスセミナーは、女性求職者と市内企業若手社員による交流会形式（座談会等想定）で開催する。
- ② 市内企業への就業を希望する女性求職者20人以上の参加を目標とすること。
- ③ セミナーに参加する地域企業で働く女性は、セミナー開催後に行う面接会へ参加する市内求人企業（少なくとも4社以上）の社員が参加する。
※参加企業の選定方法については、委託者と受託者で協議して実施。
- ④ 女性求職者と複数の地域企業で働く女性との交流を通じて、地元企業への就業意欲を高められるような機会となるように努める。
- ⑤ 女性講師の選定を市と協議し、派遣依頼を行うこと。
- ⑥ 会場予約、動員告知、会場設営、当日配布資料の作成・配布、当日の運営等実施に当たり、必要なもの一切を行うこと。
- ⑦ 動員告知にあたっては、十分な告知期間を確保し、参加を広く呼びかけること。
- ⑧ イベント参加者によるアンケートを実施し、集計すること。
- ⑨ イベント終了後も追跡調査を行い、就職活動の実績把握に努めること。

(4) 合同就職面接会の企画・設営・運営一式

市内中小企業の採用活動を支援するため、合同就職面接会を開催する。

※求職者来場目標数を大幅に超える来場者数の確保により、多くの人材マッチングの機会が図れるよう、企業及び求職者側のニーズを踏まえた従来の開催形式にとらわれない、より高い効果が期待できる手法による企画提案を期待しています。

ア 実施期間：令和3年3月までの間に少なくとも2回実施

イ 実施場所：沼津市内の交通の利便性の高い施設での実施を基本とする。

ウ 実施企画詳細

- ① 名 称：(仮) ぬま job フェア(合同就職面接会)
- ② 参加企業：
 - ・市内に本社又は本店のある求人企業及び
 - ・市内に事業所があり求人勤務先が沼津市内である企業
 - ・各回とも少なくとも25～30社程度を集めること。
 - ・参加企業は、「ぬま job」登録を条件とする。

③ 企画要件：

- ・参加する求職者は、学生及び概ね45歳未満の一般求職者各回50人以上を目標として合同就職面接会を企画する。
- ・会場予約、動員告知、参加企業等への連絡案内、会場設営、当日配布資料の作成、当日の運営等実施にあたり、必要なもの一切を行うこと。
- ・開催にあたって、広報として、チラシ等を作成すること。なお、広報に当たっては、企業訪問や関係各所へのチラシ配架、新聞掲載、関係機関広報媒体や他就職支援事業と連携した周知を行うこと。
- ・動員告知にあたっては、少なくとも1ヶ月以上の十分な告知期間を確保し、周知参加を広く呼びかけ、参加者の拡大に努めること。

※参加企業に関して

- ・面接会参加企業の参画料は無料
- ・参加企業による企業紹介（プレゼンテーション）の時間を設けること。
- ・参加企業募集については、ハローワーク沼津、しずおかジョブステーション、沼津商工会議所、沼津市商工会等関係機関と連携し、十分な告知募集期間を設け、募集し、学生及び求職者等のニーズや業種、職種等総合的に考慮し、委託者と受託者で協議し、選定する。
- ・インターンシップ実施予定の有無を把握し、マッチングを行うこと。
- ・面接会開催のうち少なくとも1回は関係機関と連携して外国人材積極採用の有無を事前に把握し、外国人求職者とのマッチングを行うこと。
- ・参加者に対し、企業の魅力や実際の仕事の様子を十分に伝えることができるよう、運営上の工夫を行うこと。

※開催運営について

- ・面接会の企画内容については、各回全くの同一のものにならないこと等、就職希望者にとって有益なものとなるよう、運営上の工夫を行うこと。
- ・参加者が面接会参加企業への就職に直接結びつくような方策を講じること。
- ・履歴書のアドバイスを受けたい者を対象にその場でアドバイスを受けることができるよう「履歴書作成指導コーナー」を設けること。
- ・ハローワーク沼津やしずおかジョブステーション等の関係機関と連携したキャリアカウンセリングや適職診断に関するコーナーを設けること。
なお、本件イベント参加者のうち雇用保険被保険者については、就職活動の一環となるよう、ハローワーク等と事前調整を行うこと。
- ・来場する求職者向けに就業に係る内容等、市内就業希望者にとって有益となるセミナーを面接会と併せて開催すること。
- ・参加者（参加企業含む）にはアンケートを実施すること。
- ・イベント終了後は追跡調査を行うなど、参加企業の採用活動の改善効果把握と参加者の就職活動実績把握に努めること。

(5) その他

- ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、市と調整を図ること。
- ② 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認めら

れる場合は、市と協議すること。

- ③ 受託者は、本業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。
- ④ 市が実施する「ぬま job」や奨学金返還支援制度、移住・就業支援金等の就職支援関連事業の周知について、連携して実施すること。

4 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

5 実施体制・報告業務

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、若年者の就職支援に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するに必要な資材等を予算の範囲内で調達する。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して毎月報告を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

6 業務実施上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、市と協議したうえで、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。